

経済産業省

20201202貿局第1号
輸出注意事項2020第36号

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達を次のように制定する。

令和2年12月10日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、令和3年1月27日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（平成4年12月21日付け4貿局第492号）

| 改 正 後 | | | 現 行 | | |
|--|-----------------------|---|--|-------------------------|--|
| (略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語 | | | (略) 1～3 (略) 別紙1 外為令別表（貨物等省令を含む。）中欄積を要する語 | | |
| 外為令別表第1の項 | 外為令別表中 解釈を要する 語 | 解 釈 | 外為令別表第1の項 | 外為令別表中 解釈を要する 語 | 解 釈 |
| 1～5 | (略) | (略) | 1～5 | (略) | (略) |
| 6 | (略) | | 6 | (略) | |
| | 超合金 | ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、 <u>400メガパスカル</u> における応力破断寿命が1,000時間を超え、かつ、 <u>最大引張強度が800メガパスカルを</u> 超えるものをいう。 | | 超合金 | ニッケル、コバルト又は鉄の合金であって、649度を超える温度における使用条件のもとで、 <u>AISI300系列より優れた強度を有するものをいう</u> 。 |
| | (略) | | | (略) | |
| 7 | (略) | (略) | 7 | (略) | (略) |
| | <u>(削る)</u> | <u>(削る)</u> | | <u>物理的シミュレーションプログラム</u> | <u>計算機シミュレーションにより、温度、圧力、拡散定数や半導体素材などの物性条件に基づき物理的な因果関係や効果を決定するために用いられるプロ</u> |

| | |
|---|--|
| | |
| <u>極端紫外</u> | <u>電磁波スペクトルの波長が5ナノメートルを超え、124ナノメートル未満のものをいう。</u> |
| <u>コンピュータ・シミュレーション・リソグラフィ</u> | <u>コンピュータモデルを使用して、様々なパターン、プロセス及びシステム条件においてリソグラフィプロセスの結像性能を予測、修正、最適化及び検証を行うことをいう。</u> |
| (略) | (略) |
| ベクトル | (略) |
| <u>浮動小数点</u> | <u>IEEE-754で定めるものをいう。</u> |
| <u>固定小数点</u> | <u>整数部と小数部の双方からなる固定幅の実数であって、整数のみの形式を含まない。</u> |
| 貨物等省令第19条第3項第三号ハ中の16ビットの固定小数点積和演算処理を1サイクル当たり8を超えて実現できるように設計したもの | (略) |

| | |
|---|----------------|
| | <u>グラムをいう。</u> |
| <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| (略) | (略) |
| ベクトル | (略) |
| <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| 貨物等省令第19条第3項第三号ハ中の16ビットの固定小数点積和演算処理を1サイクル当たり8を超えて実現できるように設計したもの | (略) |

| | | | | | |
|---|---|--|---|---|-------------|
| | <u>平坦度</u> | <u>最小二乗法により求められた全ての表面データ（領域における境界領域を含む。）について、基準表面からの最大偏差と最小偏差の範囲をいう。</u> | | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| 8 | (略) | (略) | 8 | (略) | (略) |
| 9 | (略) | (略) | 9 | (略) | (略) |
| | <u>侵入プログラム</u> | <u>8の「侵入プログラム」の解釈に同じ</u> | | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| | (略) | (略) | | (略) | (略) |
| | 貨物等省令第21条第1項第九号（第8条第九号に係るものに限る。）中の操作、管理又は保守 | (略) | | 貨物等省令第21条第1項第九号（第8条第九号に係るものに限る。）中の操作、管理又は保守 | (略) |
| | <u>ハンドオーバーインターフェース</u> | <u>イ 法執行機関が使用するために設計された物理的又は論理的なインターフェースであって、ハンドオーバーインターフェースを通して、目的とする傍受活動が法執行機関から通信サービスプロバイダに要求され、傍受結果が通信サービスプロバイダから法執行機関に提供されるものであり、傍受(傍受要求を受信・認証し、要求している機関に傍受結果だけ</u> | | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |

| | |
|---|--|
| | <p>を送信すること)を行うシステム又は装置(仲介装置を含む。)に組み込まれているもの。</p> <p>ロ 国際規格(ETSI TS 101 331、ETSI TS 101 671、3GPP TS 33.108を含む。)又は国際規格と同等の国家規格で仕様が定められているもの。</p> |
| ハードセレクトター | <p>個人に関連する単独又は一連の情報をいう。</p> <p>姓名、電子メールアドレス、住所、電話番号、所属団体等の情報を含む。</p> |
| (略) | (略) |
| 暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの | <p>イ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物(貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。)を第九号イに該当するもの(第九号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。)を第21条第1項第九号(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの</p> <p>ロ 暗号機能有効化の手段を用いるこ</p> |

| | |
|---|--|
| | |
| (新設) | (新設) |
| | (新設) |
| | (略) |
| 暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの | <p>イ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物(貨物等省令第8条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。)を第九号イに該当するもの(第九号へに該当しないものに限る。)に変換し、又はあるプログラム(第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。)を第21条第1項第九号(第8条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。)に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造した</p> <p>ロ 暗号機能有効化の手段を用いるこ</p> |

| | | |
|-------|--------------------------------|--|
| | | とによってのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの |
| | (略) | (略) |
| 10～12 | (略) | (略) |
| 13 | (略) | (略) |
| | 損傷許容設計された回転部分品 | (略) |
| | <u>ファンブレード</u> | <u>単段又は多段の回転する翼の部分であって、ガスタービン内で圧縮機のフローとバイパスのフローの両方を供給するもの</u> |
| | (略) | (略) |
| 14 | (略) | (略) |
| | 貨物等省令第26条に掲げる技術のうち、貨物等省令第13条第7 | (略) |

| | | |
|-------|--------------------------------|--|
| | | とによってのみ、貨物等省令第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当する貨物又は第21条第1項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるように設計し、又は改造したもの |
| | (略) | (略) |
| 10～12 | (略) | (略) |
| 13 | (略) | (略) |
| | 損傷許容設計された回転部分品 | (略) |
| | <u>(新設)</u> | <u>(新設)</u> |
| | (略) | (略) |
| 14 | (略) | (略) |
| | 貨物等省令第26条に掲げる技術のうち、貨物等省令第13条第9 | (略) |

| | 項又は第8項 に掲げる貨物 を設計するた めの技術 | | | 項又は第10 項に掲げる貨 物を設計する ための技術 | |
|----------------------------|------------------------------------|-----|----------------------------|-------------------------------------|-----|
| 15・ 16 | (略) | (略) | 15・ 16 | (略) | (略) |
| 別紙1-2~4 (略) 参考様式1~4 (略) | | | 別紙1-2~4 (略) 参考様式1~4 (略) | | |